

## 契 約 書 (案)

島根県（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、島根県警察非常招集等支援サービスの導入業務及び運営業務について次のとおり契約を締結する。

### （業務の内容）

第1条 発注者は、島根県警察非常招集等支援サービスの導入業務及び運営業務（以下「業務」という。）を受注者に発注し、受注者はこれを受注するものとする。ただし、導入業務を既に行っている場合は、この業務の履行は要しないものとする。

### （業務の処理方法）

第2条 受注者は、仕様書（別記1）により、業務を処理しなければならない。  
2 受注者は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、発注者の指示を受けるものとする。

### （契約金額）

第3条 業務に係る契約金額は、金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）とする。

第4条 契約の期間は、次に掲げるとおりとする。

- （1）導入業務 契約締結日から令和6年7月31日までの間
- （2）運営業務 令和6年8月1日から令和11年3月31日までの間

### （契約保証金）

第5条 (A) 受注者が、発注者に納付すべき契約保証金は、免除する。  
(B) 受注者が、発注者に納付すべき契約保証金は、金〇〇〇円とする。

### （導入業務に係る代金）

第6条 発注者が受注者に支払うべき導入業務に係る代金は、第3条の契約金額のうち、金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）とする。

### （導入業務に係る業務完了報告）

第7条 受注者は、導入業務の完了後10日以内（当該期間の末日が導入業務に係る契約期間の末日を超えるときは、契約期間の末日まで）に業務完了報告書（以下「完了報告書」という。）を発注者に提出しなければならない。

### （導入業務に係る検査）

第8条 発注者は、前条の完了報告書を受領したときは、その日から10日以内

(当該期間の末日が導入業務に係る契約期間の末日を超えるときは、契約期間の末日まで)に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

2 受注者は、前項の検査に合格しない場合において、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

3 前項の場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。

(導入業務に係る代金の支払)

第9条 発注者は、前条の検査を終了した後、第6条に規定する導入業務に係る代金について、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に代金を支払わなければならない。

(運營業務に係る代金)

第10条 発注者が受注者に支払うべき運營業務に係る代金は、第3条の契約金額のうち、金〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円)とする。

(運營業務に係る業務完了報告)

第11条 受注者は、毎月の運營業務の完了後10日以内(各年度3月分は、同月31日まで)に完了報告書を発注者に提出しなければならない。

(運營業務に係る検査)

第12条 発注者は、前条の完了報告書を受領したときは、その日から10日以内(各年度3月分は、同月31日まで)に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

2 受注者は、前項の検査に合格しない場合において、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

3 前項の場合においては、前条及び第1項の規定を準用する。

(運營業務に係る代金の支払)

第13条 発注者が前条の検査を終了した後、受注者は、第10条に規定する運營業務に係る代金について、分割支払表(別記2)に基づき、1か月ごとにその期間分を発注者に請求するものとし、発注者は受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に代金を支払わなければならない。

(履行遅滞)

第14条 受注者は、正当な理由によらないで第4条第1号の契約期間内に導入業務を完了できないときは、その期間満了の日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、発注者が業務の未履行部分に相応する代金相当額として定める額に対し年2.5パーセント(政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。次項及び第3項において同じ。)を乗じて計算した遅延賠償金を発注者に支払わなければならない。

2 発注者は、正当な理由によらないで第9条に規定する期間（以下この項においては「導入約定期間」という。）内に導入業務に係る代金を支払わず、又は、前条に規定する期間（以下この項において「運営約定期間」という。）内に運営業務に係る代金を支払わなかった場合は、導入約定期間又は運営約定期間（以下本条において「導入約定期間等」という。）の満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。

3 発注者が第8条第1項又は第12条第1項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間（以下この項において「遅延期間」という。）の日数が導入約定期間等の日数に満たないときは、導入約定期間等の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が導入約定期間等の日数を超えるときは、導入約定期間等は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。

（個人情報保護の保護）

第15条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報取扱特記事項（別記3）を守らなければならない。

（特記事項）

第16条 受注者は、この契約による業務を処理するための暴力団排除措置について、暴力団排除に係る特記事項（別記4）を守らなければならない。

（損害賠償）

第17条 受注者は、正当な理由によらないで業務の処理に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

第18条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が、発注者の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたとき。
- (2) 受注者が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履行をする見込みがないと認められるとき。
- (3) 受注者が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為をしたとき。
- (5) 受注者がこの契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにも

かかわらず、その違反を是正しないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき。

(7) 受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は既納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。

（違約金）

※第5条（契約保証金）で(A)を用いる場合

第19条 受注者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 発注者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受注者に請求することができる。

※第5条（契約保証金）で(B)を用いる場合

第19条 受注者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 発注者は、第5条の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。

3 発注者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、第1項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受注者に請求することができる。

（権利の譲渡等）

第20条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第21条 受注者は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(費用負担)

第 22 条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(協議)

第 23 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者及び受注者が協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、発注者及び受注者双方が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 島根県松江市殿町 8 番地 1  
島根県  
島根県警察本部長 中 井 淳 一

受注者

## 別記 1

### 島根県警察非常招集等支援サービス仕様書

この仕様書は、島根県警察(以下「発注者」という。)が発注する島根県警察非常招集等支援サービス(以下「支援サービス」という。)の概要について示すものであり、受注者は、この仕様書の定める事項について、確実に履行しなければならない。

#### 1 業務の名称

島根県警察非常招集等支援サービス導入業務及び運営業務

#### 2 契約期間

- (1) 導入業務 契約の日から令和6年7月31日までの間
- (2) 運営業務 令和6年8月1日から令和11年3月31日までの間

#### 3 業務内容

##### (1) 趣旨

大規模な自然災害等の緊急事態発生時、電子メールにより島根県警察職員(以下「職員」という。)の安否確認、参集の可否、事案概要の伝達等を行うことで、指揮体制の早期確立を図るもの

支援サービスは、主に、次の要件により構成する。

##### ア 設計・構築

本仕様を全て満たすサービス

##### イ 業務を遂行するに当たっての管理

進捗管理業務、品質管理業務、情報セキュリティの管理業務、リスク管理、会議体運営業務

##### ウ テスト・運用保守

納品前の仕様書に定める動作の確認及び運用保守管理

##### (2) 導入業務

受注者は、2の(1)の期間内に、次の業務を完了させること。

##### ア 管理者アカウントの作成

##### イ 管理者アカウントに係るID及びパスワードの発注者への通知

##### ウ アカウントその他本仕様書で定める動作環境の構築及び整備

##### エ サービスの概要、利用方法等に関する取扱説明

##### (3) 運営業務

受注者は、2の(2)の期間中、本仕様書に定める動作環境に基づき、受注者が適正に支援サービスを利用することができるよう、支援サービスの維持に努めなければならない。

#### 4 前提条件

- (1) ISO/IEC 27001 (JIS Q 27001) 認証及びプライバシーマーク付与認定を取得していること。
- (2) クラウドサービスの提供組織として ISO/IEC 27017 (JIS Q 27017) 認証を取得していること。
- (3) サービスの導入・設定及びサービスの運営・管理について、第三者に委託する事なく受託者側で行うこと。

#### 5 サービスの概要

- (1) 職員に対して災害時の安否・参集確認を行うことができるサービスであること。
- (2) 連絡を受け取るメディアは電子メールであること。

#### 6 職員向け情報配信の機能要件

- (1) 運用アカウントについて
  - ア 支援サービスから提供される管理画面を通じてシステム運用を行う運用アカウントにはシステム管理者と運用担当者があり、システム管理者は運用担当者の登録とその役割に応じての各種設定を行うことができること。
  - イ 運用担当者に対してメッセージ配信を行うため、利用者の組織グループごとに設定可能な権限の有無を設定する機能を有すること。
  - ウ 運用担当者に対して支援サービス上から配信されたメッセージ履歴の閲覧権限の有無を設定できること。  
また、その権限は利用者の組織グループごとに設定できること。
  - エ 運用アカウントを 50 件設定できること。
- (2) 職員の登録管理機能
  - ア キーワードや組織で利用者を検索することができること。また、検索結果を CSV ファイルでダウンロードできること。
  - イ 管理画面から 1 件ずつ利用者の登録・編集ができること。
  - ウ 利用者情報を CSV ファイルでアップロードし、一括で登録ができること。  
また、登録用の CSV ファイルを管理画面からダウンロードできるこ

と。

エ 利用者として、2,500 件以上を登録できること。

(3) メッセージ配信機能

ア 配信するメッセージは件名、本文及び署名に分けて入力できること。

イ メッセージの配信対象として、利用者の所属する組織グループ、配備体制、利用者属性により、複合的に条件を選択して絞り込むことができること。

ウ メッセージの配信対象として、受信者を一人ずつ任意に指定して配信できること。

エ 画像又はPDFの電子ファイルをメッセージに添付して配信することができること。

また、添付された電子ファイルは、メッセージに自動付与されるファイル参照用URLから確認できること。

オ メッセージを配信するタイミングとして即時配信又は配信日時を指定した予約配信機能を有し、予約時刻は5分単位で設定できること。

カ メッセージ編集に一時保存ができること。

(4) 安否・参集確認機能

ア メッセージには安否・参集確認フォームを添付することができること。

イ 安否・参集確認フォームに対する回答には単一選択、複数選択、テキストの回答形式を利用できること。

ウ 利用者が安否・参集確認フォームにより回答した結果は、自動集計されて管理画面上から確認できること。

また、回答経過グラフの表示や、組織別・回答結果別で集計ができ、集計結果をCSVファイルでダウンロードができること。

エ 一定時間たっても安否・参集確認の回答が確認できない場合は、一定時間経過後にリトライしてメッセージを自動で配信できること。その際、職員が優先順位を付けて登録した他のメールアドレスにメッセージ配信をすることもできること。

(5) メッセージの引用作成機能

ア メッセージの配信内容を事前設定した配信テンプレートを利用して、新規メッセージの作成ができること。

イ 配信テンプレートは配信内容・配信組織・組織体制を登録できること。

ウ 配信テンプレートは運用アカウントの所属グループによって複数担当で共有して利用できること。

エ 配信テンプレート以外にも、配信済みや保存済みのメッセージから内容を引用コピーして新規メッセージを作成できること。



(6) 配信前の承認・確認機能

- ア メッセージ配信前の確認用画面ではページ印刷機能があり、印刷用紙内に承認印を押印するための余白を設けること。
- イ 実際の配信前に事前に登録されたテスト用のメールアドレスに対して、テスト送信をする仕組みがあること。

(7) 配信履歴の確認機能

- ア 過去に配信したメッセージを一覧で確認することができること。
- イ メッセージの詳細画面では配信されたメッセージ内容や、安否・参集確認フォームの回答結果が確認できること。
- ウ 配信状態、配信期間、キーワードからメッセージを検索し、詳細を確認することができること。

(8) メッセージの自動生成機能

- ア 気象情報などの外部システム情報を検知することで自動で安否・参集確認フォームを添付したメッセージを生成して配信ができること。
- イ 自動生成されるメッセージは災害の種別や規模により、配信対象となる利用者の組織グループ・配備体制を指定できること。
- ウ メッセージに添付される安否・参集確認フォームは、最後に配信された日時から一定期間内においては前回添付したものを再利用して各職員の状況を更新できること。

## 7 職員の登録方法

- ア システム管理者が登録対象となる職員の ID、仮パスワードをあらかじめ設定し、仮登録ができること。
- イ 登録対象となる職員は Web ブラウザから本登録用のページにアクセスし、システム管理者から通知された ID、仮パスワードを入力することで本登録ができること。
- ウ 本登録の際は、氏名等の利用者属性、職員が属する組織グループ・配備体制情報、メッセージを受け取るメディアを登録情報として入力ができること。

## 8 各配信メディアに関する特記事項

各メディアの特記事項について以下の表に記載する。

メール	ア メールに添付された安否・参集確認フォームのリンクからワンタイム URL により専用フォームにアクセスし回答できること。 (その他) イ 高速配信を行うために複数の IP アドレスが設定された
-----	---

	<p>専用のメールサーバーから配信し、ベストエフォートとして1時間に10,000,000通程度配信可能な性能を有すること。</p> <p>ウ 携帯キャリアからの迷惑メール対策として、ブロックした場合には非ブロックのスレッドから再配信できること。複数のIPアドレス(最低40個以上)からの配信が可能であること。</p> <p>エ 一定回数以上不達になったアドレスを自動で配信停止にできること。また、配信停止したアドレスは、再度配信対象として復元させる機能があること。</p> <p>オ 予期できないシステムの負荷集中を軽減するために、メール配信サーバは民間企業等の商用での利用を目的としたパッケージとは混在させず、官公庁など公的機関及び教育機関専用の環境として構築されていること。</p> <p>カ SPF、DKIM及びDMARCに対応すること。</p>
専用 Web ページ	<p>ア 職員のID・パスワードを入力しログインすることで配信されていたメッセージと安否・参集確認のフォームを確認できること。</p> <p>イ 所属組織や配備体制、連絡用個人情報の変更ができること。</p>

## 9 外部システムからの通知による自動配信に関する特記仕様

外部システムからの通知による自動配信の特記仕様について以下の表に記載する。

外部システム	内容
気象庁防災情報電文	・地震・震度情報

## 10 データセンター及びシステムセキュリティ

- (1) 日本国内のデータセンターを利用したサービスが構築されていること。  
また、本システムで利用するデータのバックアップの保管先についても海外ではなく国内の複数個所にあるデータセンターで実施されていること。
- (2) データベースのデータは日次のフルバックアップを行い、最低1か月以上の世代管理を行うこと。
- (3) データベースサーバーは、インターネットから直接アクセス可能なウェブサーバーとは分離されたシステム構成とし、個人情報を保存するデータベースについては適切な暗号化が実施されていること。
- (4) ファイアウォールを導入し、サービスを利用するために必要な最低限の通信のみ許可するセキュリティ設計が行われていること。

また、管理画面への接続、専用アプリからリクエストされるインターネットを介した通信についてはT L Sにより暗号化されていること。

- (5) システムを構成する各種サーバに対する死活状況、リソース状況等のシステム稼働状況を有人により 24 時間 365 日で監視する仕組みが運用されており、異常を検知した場合は、迅速に復旧対応できる体制が維持されていること。

## 11 保守

- (1) サービスの運用・操作に関する問合せを受付するためのヘルプデスクを設置すること(会社休業日を除く、平日午前9時から午後5時30分までの間)。
- (2) システム障害時には、365 日体制で電話を受け付けられる緊急窓口を用意すること。
- (3) 24 時間 365 日体制でシステムを監視し、システム停止等の障害発生時には速やかに復旧できる体制が整備されていること。

## 12 その他

### (1) 暴力団排除措置

受注者は、島根県暴力団排除条例（平成 22 年島根県条例第 49 号）、島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）の内容及び趣旨を十分理解し、業務を行うものとする。

### (2) 協議

本仕様書に記載のない事項のうち、本件サービスの提供に必要と認められるものについては、発注者と協議の上、実施すること。



## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。また特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を含む。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (取得の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理、個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

### (責任体制の整備)

第6 受注者は、第5の個人情報の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受注者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託)

第8 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らがを行い、第三者(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方の名称

(2) 再委託が必要な理由

(3) 再委託を行う業務の内容

(4) 再委託の相手方において取り扱う個人情報

(5) 再委託の相手方に求める個人情報の安全管理措置の内容

(6) 再委託の相手方の監督方法

3 再委託を行う場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。

4 受注者は、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理・監督をするとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(業務従事者への周知)

第9 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第10 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(返還、消去及び廃棄)

第11 受注者はこの契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報又は受注者自らが取得した個人情報記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解除されたときは、発注者の指定した方法により直ちに発注者に返還、消去又は廃棄するものとする。

(定期報告及び緊急時報告)

第12 受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査等)

第13 発注者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。受注者及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

3 第1項及び第2項の規定は、再々委託の場合についても同様とする。

(漏えい等事案が発生した場合の対応)

第14 受注者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の体制及び連絡手順を定めなければならない。

3 発注者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項の内容及び法令に違反し、又は怠ったことにより、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。



## 別記 4

### 暴力団排除に係る特記事項

#### (基本的事項)

第 1 受注者は、島根県暴力団排除条例（平成 22 年島根県条例第 49 号）の基本理念に基づき、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

#### (下請等からの排除)

第 2 受注者は、本契約に係る業務の下請又は再委託（受注者が直接又は間接に指揮監督を行うべきもので、数次の下請又は再委託を含む。）に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を関与させてはならない。

#### (契約解除)

第 3 発注者は、受注者又は本契約の下請負人が島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）第 4 条第 1 項の規定により入札等排除措置対象者に指定された場合は、本契約を解除するものとする。

#### (不当介入等への対応)

第 4 受注者は、本契約の履行に当たって暴力団等から不当介入又は下請等への参入の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けたときは、発注者に報告するとともに警察に通報しなければならない。

(2) 受注者は、本契約の下請負人が不当介入等を受けたときは、当該下請負人が直ちに警察に通報するとともに受注者に報告するよう指導を行わなければならない。

(3) 受注者は、不当介入等を受けたことにより履行遅延等が生じるおそれがある場合は、発注者と協議しなければならない。

(4) 不当介入等を受けた受注者又は下請負人が、上記 (1) 又は (2) の報告及び通報を怠ったと認められるときは、発注者は受注者に対して、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。